



3 都薬会発第 320 号
令和 3 年 11 月 8 日

地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造

「薬局における自宅療養者等への調剤体制確保業務」実施
に伴う土日祝日に対応可能な薬局名簿の作成について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、東京都薬剤師会では、別紙のとおり、東京都から「薬局における自宅療養者等への調剤体制確保業務」について委託を受け、更に拡大して実施することといたしました。

本事業は、東京都が本年 4 月から、新型コロナウイルス感染症により自宅療養者等の症状が悪化した場合等に適切に医療を受けられるよう、医療機関及び保健所等と連携して実施している「医療支援強化事業」を更に拡充するため、自宅療養者等に対して速やかに処方薬を調剤・交付等を行える体制を構築することを目的としております。

この「医療支援強化事業」の一環として、東京都医師会によるオンラインシステムによる遠隔診療（バーチャル待合室を利用した診療の仕組み）の実施に際し、対応可能や薬局リストの提出等にご尽力賜り、誠にありがとうございました。

今回、新たに本委託契約を締結するに際して、バーチャル待合室の診療に限らず、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対して、地域において各地区医師会、行政、保健所が一体となって構築している「医療支援強化事業」に位置付けられる事業において、医師が発行した処方箋を夜間又は土日祝日に受け付け、速やかに調剤・交付等を行える体制を構築するため、その対応可能な薬局の名簿提出が求められております。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮ですが、下記により、貴地区薬剤師会において、土日祝日の「医療支援強化事業」に位置付けられる処方箋（処方箋の備考欄に「都事業」と記載あり）の調剤に対応できる薬局を把握いただきご回答賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、平日の夜間対応薬局については、既にバーチャル待合室の診療に対応可能な薬局としてご提出いただいておりますので、改めての把握は省略させていただきますが、追加、変更等がございましたら都薬事務局担当までご連絡いただければ幸いに存じます。

記

1 把握項目

土日祝日において「医療支援強化事業」に位置付けられる処方箋を受付後、概ね 3 時間以内を目途に、処方薬を自宅療養者に交付が可能な薬局の

○名称、所在地、電話番号、FAX 番号、その他（対応不可の時間帯等）

2 提出方法

添付のエクセルファイル「土・日・祝日対応薬局リスト」にご記入の上、電子メールにて総務課（tvt2021r3@gmail.com）に提出をお願いします。

3 提出期限

令和3年11月19日（金）まで

【薬局における自宅療養者等への調剤体制確保業務の抜粋】

1 実施時間

(1) 処方箋の受付

ア 土曜日、日曜日及び祝日の終日

イ 平日の午後6時から翌朝午前6時まで

(2) 処方薬の交付

処方箋の受付後、概ね3時間以内を目途に、処方薬を自宅療養者等に交付する。

なお、処方箋を夜間に受け付けた場合であっても、処方箋を発行した医師が翌朝の交付でも差し支えないと判断した場合は、この限りではない。

2 事業の流れ

(1) 処方箋の発行

地区医師会等の医師は、「医療支援強化事業」により実施した診療等に基づいた処方箋を名簿にある薬局に上記1(1)の実施時間内にFAX等で送付し、処方薬の調剤・交付を依頼する。

医師は、本事業に基づく処方箋であることがわかるように、処方箋の備考欄に「都事業」と記載し、処方箋の送付前又は送付後に薬局に電話で処方箋の内容を説明するものとする。

(2) 処方薬の調剤・交付・服薬指導

処方箋を受け付けた薬局は、速やかに処方薬を調剤し、自宅療養者等に交付する。自宅療養者等が処方薬を受け取ったことを確認するために、原則として交付後に自宅療養者等に電話連絡した上で、服薬指導を行う。

交付に際しては、感染拡大防止のために、原則として自宅療養者等又はその同居人と接触しない方法で行うこと。

なお、処方薬の交付を配送事業者等に委託する場合は、本事業の対象外とする。

(3) 実施報告

処方薬の交付後、薬局は都薬剤師会に対し指定する方法（電子システムに入力）により実施内容を報告する。

(4) 薬剤交付支援

自宅療養者等への処方箋の調剤、交付等については、1件につき1,500円を支給する。

担当：東京都薬剤師会 総務課・薬局業務課

E-mail：tvt2021r3@gmail.com

FAX：03-3294-7359